重要事項説明書

1. 運営法人の概要

名称	株式会社 メディカルシステムネットワーク	
代表者	代表取締役社長 田尻 稲雄	
所在地		
連絡先	電話:011-612-1069	

2. 事業所の概要

事業所名	なの花訪問看護ステーション千歳台	
所在地	〒157-0071 東京都世田谷区千歳台5-18-9	
事業所指定番号	東京都 1361290719 号	
管理者	所長 出雲 かづみ	
連絡先	電話:03-6411-5118	
サービス提供地域	世田谷区:全域(千歳台·船橋·祖師谷·成城·砧·上祖師谷·粕谷·八幡山·上北沢·南烏山·	
	経堂·桜丘·桜上水)北烏山 1.3.6.9 丁目·宮坂 3 丁目·	
	給田 1.2.3.4 丁目	
	杉並区:上高井戸全域·下高井戸 1 丁目	
	調布市:全域(仙川町·若葉町)緑ヶ丘2丁目·入間町 1.3 丁目	

3. 事業所の職員体制

職種	人員	
看護師	7名 (常勤、管理者含む)、4名(非常勤)	
理学療法士	2名 (常勤)、1名 (非常勤)	
作業療法士	聚法士 2名(常勤)	
事務担当職員	2名(常勤)	

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで。ただし、祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除きます。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

※ 緊急時訪問看護加算を契約された場合には、24時間体制にて電話での相談及び緊急時訪問をします。

5. 事業の目的と運営方針

事業の目的:

なの花訪問看護ステーション千歳台(以下「ステーション」といいます)は、利用者が居宅において、 可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目 指すことを目的とします。

運営方針:

- ① ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問看護サービスを提供するよう努めます。
- ② ステーションは、事業の実施にあたり関係する市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な 連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. 提供する訪問看護のサービス内容

- ① 健康状態の観察(体温、血圧測定を通して病状観察)
- ② 療養上のケア(日常生活の介助や指導、病気によって生じる様々な症状の緩和)
- ③ 医師の指示による医療処置・管理(主治医の指示に基づく点滴や膀胱留置カテーテルの管理、床ずれの予防・処置など)
- ④ 認知症ケア(認知症介護の相談・工夫をアドバイス)
- ⑤ 在宅リハビリテーション(拘縮予防や機能回復、嚥下機能訓練等)
- ⑥ ご家族からの相談(介護や療養に関するご相談に対応)
- ⑦ 終末期ケア(慢性疾患やがんなどで終末期を在宅で過ごせるよう支援)

7. 訪問看護実施時の留意事項

- ① 訪問看護の利用にあたり、利用者は本書面に記載されているサービス内容以外の業務をステーションに依頼することはできません。
- ② 訪問看護の実施のために使用する水道・ガス・電気・介護用品・衛生管理用品等の費用は、利用者の負担となります。

8. 緊急時における対応について

- ① ステーションの従業者は、サービスの提供中に、事故や利用者の急変もしくはその他の緊急事態が生じた時は、速やかに利用者の家族に連絡を取るほか、必要に応じて主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等の必要な措置を講じます。
- ② サービスの提供中に事故が起きた場合、管理者は、市区町村や利用者に係る介護支援事業者等の関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 9. サービス利用料及び利用者負担 → 別紙 「訪問看護利用料金表」 参照

10. 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに、当ステーション又は介護支援専門員(ケアマネジャー)に申し出てください。
- ② サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、ステーション及び訪問看護師の稼働状況により、利用者の希望する日時に訪問看護の提供ができない場合、他の日時を利用者に提案します。

11. 利用料の請求とお支払いについて

利用料の請求については、毎月末締めとし、翌月15日頃に請求書を発行致します。支払い方法は、原則口座振替とさせていただき、翌月27日(金融機関休日の場合はその翌営業日)に引き落としとなります。

●集金代行サービス:三菱 UFJ ワイドネット株式会社による自動引落とし

(一部を除いては、「ナノハナホウカン」と印字されます)

12. 相談窓口、苦情対応

●ステーションのサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

窓口担当者	所長 出雲 かづみ
電話番号	03-6411-5118
FAX 番号	03-6411-5119

●その他、お住まいの市・区役所及び東京都国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

東京都国民健康保険団体連合会	所在地:千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 10 階
苦情相談窓口(国保連)	電話番号:03-6238-0177
	FAX 番号:03-6238-0022
	対応時間:月曜日~金曜日の9:00~17:00
世田谷区 高齢福祉部 高齢福祉課	所在地:世田谷区世田谷 4-21-27
	電話番号:03-5432-2397
杉並区 介護保険課管理係	所在地:杉並区阿佐谷南 1-15-1
	電話番号:03-3312-2111
三鷹市。高齢者支援課	所在地:三鷹市野崎 1-1-1
	電話番号:042-245-1151
調布市 高齢者支援室	所在地:調布市小島町 2-35-1 2F
	電話番号:042-481-7149

13.虐待防止のための措置に関する事項

- ①事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じています。
 - (1)虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について従業者に周知します。
 - (2)虐待の防止の為の指針を整備します。
 - (3)従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に実施します。
 - (4)前三号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置きます。
- ②事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)に よる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとしま す。